

札幌市消費者センター条例施行規則

平成 15 年 4 月 25 日 規則第 43 号
改正

平成 17 年 3 月 31 日 規則第 24 号

平成 18 年 3 月 13 日 規則第 23 号

平成 28 年 3 月 31 日 規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市消費者センター条例（平成 15 年条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 条例第 2 条の 2 第 1 項ただし書の規定に基づき、札幌市消費者センター（以下「センター」という。）の開館時間（食材研究室及び消費者サロンに係るものに限る。）は、午前 8 時 45 分から午後 10 時までとする。

(連携)

第 3 条 センターは、センターの施設のうち札幌市男女共同参画センター、札幌市市民活動サポートセンター又は札幌市環境プラザ（以下「男女共同参画センター等」という。）と共同で使用する施設については、男女共同参画センター等と連携し、有機的な管理運営を行わなければならない。

(所長の設置)

第 4 条 センターの事務を掌理する長として所長を置き、消費生活課長をもってこれに充てる。

(使用の承認等)

第 5 条 条例第 3 条第 1 項の規定により食材研究室の使用の承認を受けようとする者（第 3 項において「申請者」という。）は、あらかじめ食材研究室使用

申込書（様式１）を市長に提出しなければならない。

２ 条例第５条第１項の規定により食材研究室の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする者は、前項の申込書に必要な事項を記入して提出しなければならない。

３ 市長は、食材研究室の使用の承認を決定したときは、申請者に対し食材研究室使用承認書（様式２）を交付する。

（遵守事項）

第６条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （１）危険物等を持ち込まないこと。
- （２）所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （３）施設、備品等の取扱いを適切に行うこと。
- （４）他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- （５）その他職員の指示に従うこと。

２ 食材研究室の使用の承認を受けた者は、その使用につき、入場者に前項各号に掲げる事項を遵守させるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （１）入場人員は、各室の定員を標準とすること。
- （２）入場者の整理を適切に行うこと。

（販売行為等の禁止）

第７条 センターを利用する者は、センターにおいて販売又は金品の寄附募集等の行為を行い、又は行わせてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定）

第８条 条例第１１条第１項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第５条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第５条第１項中「様式１」とあり、及び同条第３項中「様式２」とあるのは「指定管理者が定める様式」

とする。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。